

「さいたま市子どもの権利に関する条例策定等支援業務」優先交渉権者選定基準

1 優先交渉権者決定の概要

本業務は、児童の権利に関する条約（通称「こどもの権利条約」）や、こども基本法の理念等を踏まえ、子どもの権利保障を総合的に捉え、理念、制度・しくみ、施策などが相互に補完し合う内容を備えた「(仮称)さいたま市子どもの権利条例」の策定を目指している。

その策定過程においては、子どもの意見を尊重するため、権利の対象となる子ども・若者からの意見を幅広く聴取するとともに、理念だけでなく、条例の実効性を高めるとともに、幅広く市民や関係からの理解を得ながら策定していくことが必要である。

したがって、事業者の選定にあたっては、提案上限額の範囲内の価格を提示した者のうち、企画提案書、プレゼンテーション等を通じて、「(仮称)さいたま市子どもの権利条例」(骨子案)の策定に向け実施するアンケートや関係機関ヒアリング、子どもの権利条例検討プロジェクトの実施等について、事業者からの企画提案内容を総合的に評価したうえで、優先交渉者を決定する、「公募型プロポーザル方式」によって行う。

2 評価の方法

提出された企画提案書等に対し、「さいたま市子どもの権利に関する条例策定等支援業務受託事業者選定委員会（以下、「選定委員会」という。）」の委員が、それぞれ「**表1 提案項目、審査の視点及び配点**」に則り、評価点を算出する。

- (1) 各委員の点数は、満点を100点とする。
- (2) 全委員の評価点の合計（以下、「総合評価点」という。）が最も高い提案書を提出した者を最優秀提案者として特定し、優先交渉権者とする。
- (3) 評価点の最も高い者が2者以上あるときは、選定委員会の委員の多数決により決定する。
- (4) (3)による者が2者以上あるときは、選定委員会委員長の定める方法により決定する。

3 採点

企画提案書をもとに、委員会の各委員により提案内容等の審査及び採点を行う。なお、本業務の履行にあたっては、事業者の幅広い能力・ノウハウ等が重要であることから、算出した点のうち、企画提案書に関する各委員の平均得点が60点以上を満たさない場合は失格とする。採点基準は、次ページ表1のとおりとする。

【表1 提案項目、審査の視点及び配点】

提案項目	審査の視点	配点
1 実施体制		
(1) 類似業務実績	・本業務と類似業務の実績を十分に有しているか。	5点
(2) 業務実施体制等	・本業務履行のための適切かつ具体的な組織体制・人員配置が提案されているか。	5点
	・本業務の目的にあった理念・運営方針をもって業務に取り組む姿勢であるか	5点
	・(子どもの権利条例検討プロジェクト実施にあたり) 子どもたちの安全確保や、配慮が必要な子どもへの対応に工夫がされているか。	5点
(3) 危機管理体制・情報セキュリティ	・個人情報の取り扱い及び情報セキュリティ体制について、十分な配慮があるか。 ・緊急時の対応など、危機管理体制が整えられているか。	5点
2 業務内容		
(1) 本業務に対する提案者の理解	・提案全体を通して、本事業目的を十分に理解したものとなっているか。	10点
(2) スケジュール	・要求水準書に示された想定スケジュールに沿い、確実に履行できる提案がされているか。 ・スケジュールが確実に履行されるための工夫が提案されているか。	5点
(3) アンケート調査、ヒアリング調査	・アンケート実施の企画・設計にあたり、本市の状況やニーズ等の確認、条例策定や今後の施策に反映させるための工夫について提案されているか。 ・ヒアリング実施の企画・設計にあたり、子ども関係機関の現状やニーズ、「声をあげにくい子どもの意見」を把握し、条例策定や今後の施策に反映させるための工夫について提案されているか。	20点
(4) 子どもの権利条例検討プロジェクトの実施	・子どもの権利条例検討プロジェクトの企画において、条例(骨子案)の策定に向けて、効果的に意見等を抽出、とりまとめができるような工夫について提案されているか。 ・参加者の募集について、効果的な募集方法について提案されているか。 ・当日のファシリテーションや、開催の様子の発信について、効果的な提案がされているか。	25点
(5) その他	・要求水準書に記載の業務内容以外に、本業務の効果的、効率的な実施のための提案がされているか。	15点
4 価格		
(1) 参考見積額	・要求水準書に記載されている予算の上限額を下回っているか	—
(2) 見積内訳	・内訳に無理はないか	
合計		100点

注：見積額の取扱い 見積額には評価点を付さないが、次のとおり取扱うので留意すること。

- ① 最優秀提案者を特定する際に使用することがある。
- ② 告示文にて示す本プロポーザルの予算の上限額を上回る額の見積額を提示した場合、この見積額を提示した者は本プロポーザルの参加資格を失う。参加資格を失った者の提案書の評価（採点、順位 付け等）は行わない。

【企画提案書における採点】

採点基準（提案書評価）	乗数
非常に優れている	5点
優れている	4点
普通	3点
やや劣っている	2点
劣っている、又は、記述がない	1点

4 提案者の失格

次のいずれかに該当する場合は、失格とします。（提案書は無効となります。）

- (1) 3 参加資格に掲げる要件を満たさなくなった場合
- (2) 提出書類に虚偽の記載があった場合
- (3) 審査の公平性を害する行為があった場合
- (4) 提出期限までに企画提案書等の提出がない場合
- (5) 見積金額が要求水準書に記載されている予算の上限額を超えている場合
- (6) プレゼンテーションに参加しなかった場合
- (7) 企画提案書に関する、各委員の平均得点が60点以上を満たさない場合